

## インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会（第6回）

令和4年1月24日

【池田消費者行政第二課課長補佐】 定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。本日は、皆様お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会第6回会合を開始させていただきます。

本日、事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。

それでは、事務局よりウェブ開催による開催上の注意事項について案内いたします。本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために構成員及び傍聴の皆様におかれましてはウェブ会議システムにて参加いただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料等のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定としておりますので、設定を変更なさないようお願いいたします。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただくようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に御発言されたい旨、書き込んでいただくようお願いいたします。それを見てから、座長から発言者を指名いただきます。発言をする際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しくください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

その他、チャット機能で、随時事務局や座長宛てに連絡をいただければ対応いたします。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料は、本体資料として資料1から資料5まで、また、参考資料1と参考資料2を用意しております。

なお、資料1につきましては、一部構成員限りの情報が含まれております。構成員の方々におかれましては、別途構成員限りの資料を用意しておりますが、御議論の際には御発言内容に御留意いただきますようお願いいたします。

注意事項は以上です。

それでは、これ以降の議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。曾我部座長、

どうぞよろしくお願いいたします。

【曾我部座長】 座長を仰せつかっております、京都大学、曾我部と申します。本日もよろしくお願いいたします。

本日は、海賊版対策の実務に携わっておられます方々から、そのお取組状況や課題について御説明をいただきます。

まずは一般社団法人ABJ及び株式会社集英社の伊東様から、最新の海賊版サイトの状況と、あと前回会合で構成員の皆様方から幾つか御質問いただいておりますので、そちらについて御回答いただくということ。さらには具体的な海賊版サイトへの対応について御発表いただきたいということです。

それから、弁護士の中島先生から、同様に法的観点から、先ほどの具体的な海賊版サイトへの対応について御発表いただき、その後、質疑応答を行います。

次に、海賊版対策実務者意見交換会のほうから、海賊版サイトを支えるインフラとして考えられるCDNについての説明を石田様から、そして海賊版対策に係るこれまでのお取組について、弁護士の丸田先生、それから平井先生からそれぞれ御発表いただきまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。

ということで、御発表、盛りだくさんとなっておりますけれども、最後に全体を通じまして、質疑応答を行いたいと思います。

ということで、まず一般社団法人ABJ様、それから集英社の伊藤様から御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【ABJ／集英社（伊東）】 集英社の伊東です。一般社団法人ABJで広報部会長と法務部会長も兼任しております、今日は2つの立場から御説明させていただきます。画面を共有させていただきます。

曾我部先生から御紹介ありましたとおり、最近の海賊版に関する最新データ、前回のときもお伝えしましたが、この新年1月に入ってから、2021年のデータが取りまとまったので、最新データとして年間の数字としてもまとめて皆様にお伝えします。それと前回御質問をいただいて、大変恐縮ですが私が不在だったこともあり、きちんとお答えできなかった部分もあるので、改めて御説明させていただきます。では、画面共有しながら、皆様に御説明させていただきます。

2021年の年間まとめということで、これが今、一般社団法人ABJで取りまとめている上位10サイトのアクセス数、2021年年末、12月の最新の数字になります。11位以下も当然急

に伸びて10位に入ってくるサイトとかあるので調べておりますけれども、取りあえず上位10サイトで数字を毎月出しております。

御覧になって分かるとおり、12月の上位10サイトのアクセス数合計が3億8,651万ということで非常に大きな数字になっております、相変わらず。10月がこの数字ではなくて、これは12月の現在の上位10サイトが10月幾つかだったかという数字で3億9,000万となっておりますが、10月の上位10サイトの合計は次、裏になりますけれども、4億を超えるという数字になっておりまして、11月に一旦漫画BANKという巨大サイトが出版社連合のアクションで閉鎖になって、大体4,000万ぐらい減少しました。しかし、12月がまた4億に近い数字というふうになっておりまして、残念ながらその漫画BANKという巨大サイト、8,000万ぐらいアクセスでしたが、それが閉鎖になったので8,000万ぐらい減ってほしかったところなんですけれども、結局4,000万ぐらいしか減りませんでした。12月はまた揺り戻して、ほぼ元の本阿弥状態になっているというのが現状です。

11月から12月への伸びを見ていただければ分かるとおり、少ないところでも3%、多いところだと78%ぐらい伸びているということで、漫画BANKを読んでいた連中がほかの海賊版サイトに移ってしまったというのが見て取れるのではないかというふうに思います。

これがさっき申し上げた上位10サイトの月別アクセスの合計が、コロナ禍に入ってからどのように増えていったかというのをグラフでまとめてあります。2020年4月7日に初の緊急事態宣言があって、その直後からぐいぐい伸びて、2021年10月がついに4億を超えてしまいました。大変問題になって、ニュースでも大変取り上げられた漫画村の最盛期が月間アクセスが1億という数字でしたので、その4倍という数字に、残念ながらなっております。漫画BANK閉鎖で減ったものの、また元の本阿弥ということになっております。

これは実は日本人向けの日本語の海賊版サイトのみで、これ以外にも英語に勝手に翻訳された海賊版サイトだったり、中国語だったり、ハングルだったり、インドネシア語だったり、ベトナム語だったり、たくさんの海賊版サイトが実はございまして、その数字は入っておりません。あくまで日本人向けの海賊版サイトという数字になっておりまして、海外も含めれば、これの数倍に及ぶ規模になるのではないかというふうに推測しております。

ちなみに、英語向けの海賊版サイト、1週間前ぐらいに調べましたが、上位5サイトで、月間のアクセス数が6億ですので、上位5サイトで、この日本人向けの上位10サイトの4億を軽く超えているという数字が出ております。

ただ読みされた金額というのを一般社団法人ABJでは試算しておりまして、2020年年間  
が約2,100億円だったんですけども、急速な海賊版サイトの成長で、2021年年間はずい  
に1兆円を超えてしまう、約1兆19億円というとんでもない金額になっております。もち  
ろん出版物全体の売上げがこれだけ減ったと言うつもりではなくて、あくまでただで読ま  
れた金額をコミックス、単行本ベースで計算したところ、1兆円という数字になったとい  
うことになります。残念ながら、ただでしか読まないという残念なユーザーが大半だと、  
もちろん我々も認識しております。とはいえ、その残念なユーザーのうち、海賊版サイト  
がなくなって、9割はもう読まないとなっても1割ぐらいが、やっぱり面白いから漫画買  
おうと思ったら、1,000億円の売上げ増。それが例えば1%でも、100億円の売上げ増とい  
うことで、正規版への売上げの影響としては、決して無視できない金額になると、我々は  
推測しております。

ちなみに2020年度の出版科学研究所調べで漫画の紙、電子合わせた正規の市場規模は  
6,126億円なので、それをはるかに超える金額が、現在ただ読みされております。漫画村  
のときのただ読みされた金額は、これもまた3,000億ということで、現在はその3倍以上  
がただ読みされているということになってしまいました。

ここから、前回の検討会での質問に対してお答えさせていただきます。海賊版サイトリ  
ストの提供について、広告関連事業者に対して、CODA（コンテンツ海外流通促進機構）さ  
んが枠組みをつくっており、それへの提供はどれぐらいの頻度かと、あと効果についてど  
う評価しているのかという御質問がございました。

CODA経緯の広告出稿停止枠組みに関しては、我々出版界からは四半期、3か月に一遍程  
度で提出しております。一般社団法人で前回御説明したとおり、きちんと証拠保全した海  
賊版サイトリストをつくっておりまして、それが大体400サイトぐらいありますが、それ  
をCODAさんに提出しているというわけではなくて、CODAさんと広告関連団体の皆さんがつ  
くった枠組みでフォーマットがございまして、そのフォーマットに合わせた形で、一般社  
団法人ABJがそのフォーマットに合わせてサイトを選定して提出するという形になります。  
当然、広告を表示していない海賊版サイト、ダウンロード型でリーチサイトのところを報  
告していないケースもございますので、そういったサイトは提出しても意味がないので、  
取りあえず広告がひどい海賊版サイトを提出するという形で、今運用しております。

その結果、いわゆる日本のきちんとした広告関連団体に加盟している広告配信事業者の  
皆さんだったり、広告出稿主の皆さんだったり、いわゆる真つ当なクライアントの広告は、

海賊版サイトにほぼ表示されなくなりました。私がこのような海賊版対策事業に関わって10年以上たっておりますが、以前は、ある作品の海賊版データを見ていたら、その作品の正規の電子書店さんの広告が出たりとかというようなちょっと笑えない事態もありました。今はほとんど海賊版サイトを見る限り、日本の真っ当な企業の広告は出ていないという状況になっています。これは本当に関係者の皆さんの努力の成果だと思います。

ただし、残念ながら、海賊版サイト関連でいろいろ報道されると、海賊版サイトの収入減の広告を絶てばいいじゃないかという御指摘がよくありますが、そういう真っ当な広告は確かに供給は絶てましたけれども、不法行為をいとわない、海外のアウトロー的な広告事業者がたくさん存在してしまっていて、そういったところが供する非常に悪質な広告が、海賊版サイトに今、表示されています。日本では表示NGな強烈なアダルト系の広告だったり、そもそも日本で法的に非常に微妙な存在のオンラインカジノであったり、あるいは海賊版ゲームそのものの広告だったり、そういったアウトサイダー的な広告事業者が跋扈しておりますので、それへの対応が今後、課題となっております。もう日本国内だけでは片づかない問題となっております。

そのアウトサイダー的な広告をちょっと御覧になっていただきます。このような感じではぼかしを入れてありますけれども、本当に目を覆うばかりのひどい広告が出ていて、当然後ろの作品もぼかしておりますが、左側が集英社の「呪術廻戦」を閲覧したときに出て、右側がこれも集英社の「キングダム」を閲覧したときに出た広告で、左側がアダルト系の広告で、右側がこれもアダルト系のゲームの広告になると思います。本当に自分でアクセスして行って非常に焦ったのが、当然こういう広告が出ると、広告をすぐ消したいので「CLOSED AD」というボタンを押しますが、私のPCに入っているセキュリティーソフトがアラートを発するようなウェブサイト勝手に遷移するという、非常に手の込んだ悪質なことをやって金を稼ごうとする広告が出ているというふうに感じています。非常にいろんなあの手この手で稼ごうとしている連中だなど、本当にアウトローだなどというふうに感じております。

あとさらに質問ございまして、上位2サイトに関してCDNサービスを利用しているか、またその具体的な状況について把握しているかという御質問がございましたが、上位2サイトがCDNサービスを利用していることは把握しております。詳しくは丸田・平井両弁護士のパートで説明させていただくことになろうかと思っております。

海賊版サイトリストの提供について、検索事業者に対する提供の状況とその効果について

では、実際のところどうなのかという御質問がございました。これも先ほど申し上げたとおり、CODAさん経由で、今、枠組みが稼働しております、これもCODAさんのフォーマットに従って、一般社団法人ABJのリストそのものは渡しておりませんが、合致する海賊版サイトを今、提示しております。海賊版サイトのトップページを迅速に検索表示するという枠組みが、漫画村事件以降つくられまして、非常に期待していたんですけれども、残念ながら抜け道がありまして、もちろん出版社側の努力不足というところもあったかもしれませんが、残念ながら漫画村をはるかに超える巨大海賊版サイトが3つも誕生してしまいました。その成長を抑え込むことができませんでした。詳しくは、これも丸田・平井両弁護士のパートで説明させていただきます。

とはいえ、検索エンジンに関しては、ヤフーさん、グーグルさんといろいろ取組をやっています、海賊版関連の語句で検索すると、バナーやメッセージが表示されるという、非常に分かりやすく効果があると想像される取組を、今実施しております。こんな感じで、左側は、例えば海賊版とか、あるいは海賊版サイトの名前を入れたりすると、一般社団法人ABJが実施している「STOP！海賊版」キャンペーンのバナーが表示される仕組みになっております。一番上に表示されます。右側はグーグルで、星野ロミと検索したところ、一番上に、いわゆるリスティング広告の形なんですけれども、グーグルさんから無償提供いただいて、これが表示されるというような仕組みになっております。星野ロミ.orgという違法サイトが2018年の夏頃ありまして、そのときに星野ロミという海賊版サイトを探そうとすると、こういう感じで一番上に海賊版を警告する広告が出るというような仕組みが今も稼働しております。

ここからは一般社団法人ABJというよりは、株式会社集英社の海賊版担当者としての御説明になります。

漫画BANKに関しては、集英社だけじゃなくて、講談社さん、角川さん、小学館さんと一緒にいろいろと対応して、閉鎖に追い込むことができました。それに関する情報共有を本日はさせていただきます。この後、中島先生から詳しくはありますけれども、私のほうからは漫画BANKの全体的な、こんなサイトだったというところを、まず皆様にお伝えしたいと思えます。

漫画BANKとは一体どんなサイトだったのかということで、これが在りし日の漫画BANKのトップページで、海賊版サイトにしては珍しく、非常にシンプルなつくりになっています。普通海賊版サイトは、人気漫画の絵柄がバーンといっぱい配置されていて、この作品を読

め、あの作品読め、人気ランキングとかというサイトがほとんどなんですけれども、これは検索窓しかありません。この検索窓に作品名や作家名を入れて検索をすると、サイト内検索の機能が働きます。

例えば、これは左側が「鬼滅の刃」と入れて検索、リターンキーを押した場合、右側は「呪術廻戦」と入れて検索した場合で、漫画BANK内にある「鬼滅の刃」のページであったり、「呪術廻戦」のページがこうやってぱっと表示されます。どれか自分の読みたいものがあるところをクリックしていくと、こんな感じで「鬼滅の刃」の23巻、これは最終巻なんですけれども、23巻、最終巻を読みたいと思ったらクリックして、最終巻の中にも197話から205話までがあつて、最終話、205話を読みたいと思ったら205をクリックすると、このような感じで「鬼滅の刃」の最終回が表示されて、縦スクロールできれいにどんどん読めていくというような形になります。

検索型はちょっとほかにあまりないタイプです。どんなメリットがあるかというのは、あくまで推測ですけども、サイト構築が簡単なのではないかと。あと、CODAさんとグーグルさんとで構築した検索結果のトップページを非表示するという枠組みなんですけれども、トップページに著作物があると、トップページを非表示にしてくれるというような仕組みですので、先ほどお見せしたとおり、このトップページに侵害画像がありませんので、このトップページを検索結果から排除することは難しいというような抜け道になっております。

ということで、結果、月間アクセス数8,000万の巨大サイトに成長してしまいました。漫画村の最盛期、さっき申し上げたとおり月間1億でしたので、それに匹敵する巨大サイトでした。2019年の年末に開設されたのを把握しておりまして、直近1年間、常にアクセス数上位の1位から3位に位置していました。大量のコミック・雑誌が掲載されていて、漫画BANKの中でただ読みされた金額は、トータルで2,000億を超えているというような試算になっております。

これもやはり漫画BANK、多少増減はありますけれども、コロナ禍で伸びているのが見て取れるグラフになっております。

さっき申し上げたとおり、講談社さん、角川さん、集英社、そして小学館さんの4社で実施した開示請求に関しては、4社の代理人を代表して中島弁護士から、この後、御説明があると思います。

伊東からは以上になります。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、中島先生のほうから御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【東京フレックス法律事務所（中島）】 よろしくお願ひいたします。では、ちょっと資料を共有させていただきます。

では、弁護士の中島です。出版社連合弁護団の一員として、今回、皆様とともに漫画BANKが使用する通信サービス等への開示手続など、海外の法的手続を担当させていただきましたので、本日は実務的な手続や、海賊版対策の困難さの御説明をさせていただきます。また、個別の名称であったり詳細をあまりに詳しく本日話し過ぎると、ちょっと海賊版サイト運営者に身元をどうすれば隠しやすくできるかというヒントにもなりかねないので、主に法的手続を中心に、本日は解説させていただきます。

まず、海賊版サイトは著作権侵害の意思を持って、漫画データの違法アップロードを繰り返している犯罪者と言えます。捕まらないために身元を隠すことを重要視しており、利用に本人確認の必要がないCDNや通信サービスを好んで使用しております。また、防弾ホスティングと呼称されるサービスによって、オリジンサーバーも秘匿されています。このようなサービスを利用していることから、CDN等から情報を開示されたとしても、運営者につながる情報が出てこないということも頻繁にあります。情報開示によって、運営者が利用している通信IPが明らかとなった場合も、VPN接続やTorを利用しているため、通信から運営者にたどり着くことが困難な場合がほとんどです。

また、4つ目のセンテンスですが、アメリカでは、例えばセーフハーバーの原則とも呼ばれており、プロバイダなどの通信事業者が一定の条件の下、免責される要件が定められています。例えば、ノーティスアンドテイクダウンと呼ばれている手続などです。これは、プロバイダ等が著作権侵害通知を受け取った場合、要件を満たす有効な通知であれば、速やかに侵害を除去することを指します。ほかに、デジタルミレニアム著作権法512条Iでは、リポートインFRINGヤーの排除が定められています。この条文では、反復して侵害を行う者、リポートインFRINGヤーに対しては、しかるべき条件の下で契約を解除することが求められています。したがって、海賊版サイトは真つ当なアメリカの事業者の通信サービスを使えば、これらの規定ですぐに契約解除等が行われ、サイトの運営に支障を来してしまいます。そのため、権利者からの侵害通知、削除要請等に応じないCDNやサーバー会社を利用しています。この詳細は、後ほどの平井先生や丸田先生のパートで発表いただき



ます。次のページに移ります。

海賊版サイト運営者を摘発するためには、運営者を特定することが必須ですので、特定に必要となる情報開示手続についてお話をいたします。日本で裁判管轄が認められる、海賊版サイトにサーバーを提供する外国会社に対して、発信者情報開示請求を行う場合、現行の日本の制度ですと、仮処分であればEMS等で最大2週間程度で送達が可能です。しかし、仮処分ではIPの開示しか実現できませんので、氏名や住所などの契約者情報の開示を求める本訴を行う場合、国際送達が必要になります。送達には、最低でも数か月かかります。

例えば、私が担当している漫画村にサーバーを提供していた米国通信社への発信者情報開示請求訴訟は、2018年4月に提起したのですが、約4年たった現在も、裁判継続中になっております。日本で手続を行うと、法廷で裁判を行う時間より、送達にかかった時間のほうが長いと言えらると思います。

また、日本では個人情報保護などの観点から、広い範囲でのIPの開示を認めることが少ないので、長い時間をかけて裁判を行って、1年以上前の侵害該当時のIPしか出てこないということもあり得ます。前述のように、海賊版サイトは本人確認が必要のないサービスを好んで使いますので、嘘の氏名や住所しか出てこないという可能性もあります。

ここで、民間で開示をせずとも、警察に全て任せればよいのではとの疑問が出るかもしれませんが、海外サーバーの情報を差押えするには、国際捜査共助などの手続を利用せねばならず、警察庁など複数の関係機関との連携も必要なので、多大な時間がかかります。また、警察の複数の普段の業務などもありますので、全件を軽々にもお願いすることも難しいと思います。その意味では、今年設立が予定されている警察庁直轄のサイバー犯罪対策部隊による海賊版サイトの捜査などが期待されます。

次のページでは、アメリカの手続と日本の手続の違いについて解説をします。アメリカのデジタルミレニアム著作権法で定められているDMCAサピーナによる手続では、開示の対象としては、ここの下のところに線を引かせていただいたんですが、侵害者を特定するのに十分な情報を開示せよと定められています。一方、日本のプロバイダ責任制限法では、住所、氏名、メールアドレスなど限定列挙された情報の開示が対象となっております。限定列挙かそうでないかが、アメリカと日本の最大の違いだと思います。

そのため、アメリカの手続では、1年間のアクセスログや支払い情報などが開示される場合もあります。日本も現在2020年の省令改正で、電話番号まで開示できるようになっています。時間がかかったとしても、2段階認証などに使われた本人につながる電話番号の

開示が得られるのであれば、日本で手続を行う意味があると思います。

また、侵害者は通信サービスを利用する際に対価をクレジットカードで支払いしている場合もあります。日本では支払い情報の開示は法律上できませんが、プロバイダ責任制限法で開示が予定されている氏名または名称の判断基準として、単に氏名の登録欄だけでなく、クレジットカード名義も参考に開示ができるとガイドラインなどで総務省にお示しいただければ、嘘のない情報が出てくる可能性も高まると思います。

運営者は、前述のとおりできるだけ身元を隠そうとしているので、幅広い情報を取ることが重要になります。幅広い情報を取ると、運営者側のミスなどによって、VPNに切り替える前の通信記録が発見されることもあります。したがって、幅広い情報を日本の手続より迅速に取れるという観点から、海賊版サイト対策では、アメリカでの手続が取られることが多いです。

実際、漫画BANKに対して取られた実務手続というのは次のとおりです。ここでお示ししている3つ以外にも複数の手続が取られていますが、うまくいかなかったものもあり、2021年以降の主要なものを記載しています。

1つ目は、既に御説明しましたDMCAサピーナです。次が、フォレンジック調査手続というものになります。これは経済産業省の海賊版対策における調査手法としても採用されている手続で、サイトのソースコードを調べるなど、技術的に調査する手法になります。3つ目が、フォーリンサピーナです。これは合衆国連邦法典第28編第1782条で定められた、外国または国際法廷での手続に利用するための証拠を収集するための手続となります。このフォーリンサピーナによって2021年10月末に取得した開示命令を、アメリカの裁判所の記録を閲覧した海外メディアが報じたことで、身元特定を恐れた漫画BANKの運営者が、11月初旬にサイトを閉鎖したとも言われています。

もう少し詳しく、手続についてお話をいたします。DMCAサピーナについては、著作権侵害に限って利用できるという手続になります。侵害通知のコピーを利用して迅速に開示命令の発令が可能となりますが、現在、侵害が行われている状況が必要など一定の制約があります。情報開示の範囲は、前述したように、特定するに十分な情報を開示せよと幅広く定められています。

フォーリンサピーナについては、DMCAサピーナが利用できない場合や、間接的な著作権侵害に関する開示を求める場合に利用されることが多いです。例えば、運営者が利用するメールアドレスのメールサーバーへの開示請求などです。この手続には裁判官の実体審理

が入るため、裁判官を納得させる必要があります。開示された情報を基にさらに開示命令を申し立てるような場合、既に先行して開示された情報で、運営者の特定が十分な可能性もありますので、これ以上個人情報の開示が必要ないのではと、裁判官に判断される可能性もあります。そのため漫画BANKの場合、裁判官への十分な説明のため、アメリカ、日本中国の3人の弁護士の宣誓書、これは日本でいう供述調書、陳述書のようなものです。これらをつけて、証拠を含めると100ページ超の申立書を作成しました。アメリカ手続で、開示命令を得るまでにも相当な苦勞が発生します。

海賊版サイトというのは、日々出版社の書籍データを盗み、違法アップロードして金銭を稼ごうとする犯罪者、サイバーテロ集団と言っても過言ではないと思います。そして、これまで述べたように、周到に身元を隠して犯罪を行っています。その犯罪者に様々な法的手続を使って身元に迫ろうとすることは、大変な苦勞、困難さが伴うものですが、出版社、権利者は諦めずに日々努力しています。実際、成功する手続はごく一握りであり、徒勞に終わることも多いです。

しかし、先ほど発表がありましたように、上位10の海賊版サイトの総アクセス数は約4億に達し、雑誌や漫画が発売された数時間後には、違法アップロードされているような状況です。この状況に人々が慣れれば、著作物に対価を支払って読むという価値も失われ、権利者に正当な収益が入らず、次の創作ができないといった状況となり、漫画文化が滅びてしまう危険性をはらんでいます。出版社・権利者は、漫画文化を守るためにも、大変な苦勞の下、様々な手続を水面下で行っています。

最後になりましたが、総括として少しお話をさせていただきます。まず、平成30年11月15日の参議院法務委員会で、海賊版サイト問題を背景に、プロバイダ責任制限法の開示の範囲や、電話番号を含むものにしないかについて触れられたのが、この改正の初のきっかけだったと記憶しています。その後、誹謗中傷問題など各関係者の努力もあり、2020年8月の省令改正で、電話番号の開示を対象とすることが実現しました。また、今後施行が予定されている法改正では、発信者情報開示請求を非訟手続として、国際送達に時間がかかるという日本での手続の弱点を克服し、送達の迅速化を図っております。

また、昨年の自民党知的財産戦略調査会では、送達を日本国内だけで円滑に行えるよう、会社法に基づき、日本で事業を行う外国会社は、日本国内に住所を持つ代表者を登記せよと提言しております。これが実現されると、そもそも外国に送達をする必要がなくなります。昨年7月には、日本の国家公安委員長から、ベトナムの公安大臣に海賊版サイトの摘

発要請も実施されています。

海賊版サイト被害がひどいという暗い話の中ですが、多くの方々の尽力で少しずつ制度が変わったり、日本政府からも対策要請が出されるなど、前進もあります。巨大海賊版サイトであるほど、一切の痕跡を残さずに運営することは困難です。運営者につながる情報を取得できると信じて、出版社・権利者は、何度も諦めずに法的手続を行っています。未曾有の被害を発生させている海賊版サイト問題に対して、官民連携した多方面からの対策を今後も連携できれば幸いと思います。

以上になります。ありがとうございました。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

そうしましたら、今の伊東様、それから中島先生からの御発表を踏まえまして、10分程度、皆様から自由に御質問、御意見等いただければと思いますが、御発言いただける方はチャットでお願いできればと思います。

なお、会議冒頭に事務局から説明がありましたとおり、資料1については一部構成員限りの情報が含まれておりますので、御留意いただければと思います。

ということで、いかがでしょうか。チャットのほうで御発言希望をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。では、森先生、お願いいたします。

**【森構成員】** ありがとうございます。伊東様と中島先生、御説明ありがとうございました。よく分かりました。そして、特に近時、出版社さん、あるいは作家の先生が、本人となって、原告となって訴訟されて、非常に大きく報道されて、顕著な成果を上げておられると思いますので、まずその点に感謝をさせていただきたいと思います。

先ほど、ひどい広告が載っていると、伊東さんから御説明がありましたけれども、全くそのとおりであろうかと思いますが、これはそれこそ裁判になりまして、恐らくSSPと呼ばれる媒体側の広告代理店なんだと思いますけれども、海賊版サイトに広告を掲載することは、著作権者との関係で不法行為であるということで、高額な損害賠償請求が認められているのは御案内のとおりですけれども、これを広く利用していただけるのではないかとこのように思っております。

検索結果のお話もありまして、それはもしかしたら後でもう少し詳しくお話しただけなのかもしれませんけれども、検索結果の表示も、違法情報に対して、違法情報を検索結果として表示することについては様々な変遷がありましたけれども、最終的にはプライバシー侵害のケースについて、平成29年の最高裁決定が出ていると。「明らか」基準で判断

するというので、これが著作権侵害にそのまま使えるかどうかちょっと分かりませんが、一定程度、近い枠組みで判断される可能性はあると思いますので、そこもその法的責任を追究していくきっかけとなり得るのではないかというふうに思っております。

ちなみに平成29年度その決定に至るまでは様々な判決がありまして、例えばスニペットに違法情報が出てないと、誹謗中傷がスニペットに書いてないと駄目だとかそういうのもありましたので、今のトップページに著作権侵害がなかったら削除しないという、検索サービス側の抗弁といいますか基準が、どこまで違法情報を検索結果として表示することが、どういう基準で違法となるのかというのは、実は誹謗中傷やプライバシー侵害との関係でも様々な考え方があって、最終的にはスニペットとかそういうこととは関係なしに、検索結果として表示するウェブサイトについて、こうであるということになりましたので、トップページ何かなきゃ駄目だという検索事業者側での基準が、それは裁判所の採用する基準と同じであるという保証は全くないということは、私は、そういうふうに法律家としては思っておりますので、お伝えしておこうと思います。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

ほかの構成員の方々、いかがでしょうか。では、上沼先生、お願いします。

**【上沼構成員】** 御説明ありがとうございました。中島先生へ細かい質問で恐縮ですが、6ページに、裁判官への説明のために、アメリカ、日本、中国の弁護士の宣誓書をつけたとの記載がある点について、中国の弁護士の宣誓書がなぜ必要だったのか、もしよければ、教えていただければと思います。

もう1点は、これは伊東様の資料にも関係するところですけど、上位のサイトのオンライン型のサイトの部分です。この前の回の御説明だと、オンライン型のサイトは、日本の法律だとなかなか規制が難しいというような御説明だったのですが、実際にこういうオンライン型のサイトに対しての権利行使に際して、相手の確定のための手続ではなくて、実体法上の法体系そのものが問題になっているということがあるのかどうか、教えていただければと思います。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。そうしましたら、中島先生にまずお答えいただいて、その後、伊東様のほうから。先ほどの森先生のコメントについて御発言いただけることがあれば、併せてお願いしたいと思います。ということで、まず中島先生、お願いします。

【東京フレックス法律事務所（中島）】　　まず、中国の弁護士がなぜ関わっていたかということに関しましては、一次的な開示において、中国の通信のIPが出てきておりましたので、裁判官としては、例えばこのIPから本人に特定、つながるのであれば、もうこれ以上情報開示が必要ないというふうに判断される可能性がございましたので、中国の弁護士から中国の通信IPを使って、民間で開示、誰が契約者かを開示させる手続というのがないということで、そのような背景で、裁判官への説明資料として中国のIPに関して中国弁護士から陳述書、宣誓書をいただいているというような状況でございます。

あとは森先生の御指摘のところ、全くそのとおりにかと思えます。今、伊東様が御説明したすごく卑わいな広告等を出している会社というのが、そもそも例えば漫画の違法サイトに広告を出稿すると、すごくインプレッションが多くて稼げますよといったことを平気で、すみません、ヨーロッパの会社なんですが、表示させているような会社ですので、同じ理論で、例えば、不法行為なり、現地の法律なのか分かりませんが、責任追及できる可能性はあると思えますので、そういったことも今後検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

【曾我部座長】　　続きまして、伊東様、いかがでしょうか。

【ABJ／集英社（伊東）】　　すみません、森先生、貴重なアドバイスありがとうございます。検索事業者も広告事業者も、自分たちのある種利益のために、海賊版サイトであることを目をつぶっているケースがございますので、そういった事業者の人たちが、児童ポルノに近いぐらいな感じで海賊版をクリティカルな問題と捉えていただいて、我々と一緒に対応するような、そういうことになればいいかなとは強く思う次第です。引き続き、御協力のほどお願いいたします。

すみません、それと次の質問なんですけれども、ちょっと最初のほうがうまく聞き取れなかったんですけれども、オンライン型海賊版サイトが今、跋扈していて非常に問題になっておまして、オンライン型に関して言うと、要するに読む人に対してはオンライン型は視聴することが違法行為ではないということで、ユーザーに対するアプローチが非常に今、難しいと。ダウンロード型に関しては、2021年1月施行のダウンロード違法化の対象範囲の拡大によって、違法と知りながらダウンロードすることが刑罰の対象になったので、ある程度もしかするとうまく抑え込めるんじゃないかという感触は少し出てきましたけれども、オンライン型に関して言うと、逆にダウンロードが法律違反になったから、じゃあオンラインで読もうかという人が増えたのかもしれない。そういう意味でいうと、受け

手側の抑え込みが非常に難しいというのがオンライン型の現状になります。

もちろんオンライン型を運営すること、侵害画像をアップロードすることは当然著作権法違反、これはどこの国の法律でも問題、違法なことは間違いないんですけども、残念ながら上位にいるサイトのほとんどが、海外に運営者がいると推測されます。ですので、日本での捜査当局の手が及びづらい。海外で運営しているから絶対捕まらないだろうというふうにたかをくくって運営しているケースがほとんどで、なので中島先生などをお願いして、アメリカでの法的アクションで、海外にいる運営者の情報を特定して、それでそれをもとに海外の捜査当局に捜査をお願いするんですけども、日本の漫画とか日本の出版社の侵害行為を海外の捜査当局が積極的に捜査してくれるかということ、なかなかそこら辺は、日本の出版社なのに何で我々はその国の税金使って捜査しなきゃいけないんだというようなところも根底にはございますので、そういったことも含めて、日本政府の協力を得て、日本の重大問題だからきちんとやってよというような、そういう絡めと申しますか、そういうような動きもあって、今、運営者を追い詰めようとはしていますけれども、なかなか成果が出てないというのが現状で、その中でたまたま漫画BANKだけが芯を食った情報開示が出たので、一旦閉鎖したというような状況になっているということを御理解いただければと思います。

以上になります。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

続きまして、江崎先生のほうから御発言いただけるということですので、お願いします。

**【江崎座長代理】** どうもありがとうございます。大変関係者の皆様方の御尽力と、それから、お金と時間を使って非常に苦労されているということがよく分かりましたし、幸い一例ではありますけれども、次の協力が、やっぱりグローバルな空間でのお話に御尽力いただいたことに非常に感謝と敬意を表させていただきます。

今日のお話の中で、なかなか今までできてなかったエンドユーザーというか、アクセスする人に対して非常に不健全な広告が出たり、あるいは広告を消すといった行為をしたときに、非常に危ないことが起こるというようなことを、やっぱり経験してないユーザーが非常に多いというのが多分現状なのかなと思うと、やっぱりアクセスユーザーサイドに対しての周知というか、こういう非常に危険な行為をしている。それから、当然ながら情報がアクセスに関して盗まれているというプライバシーに関しての問題が起こっているというのは、アクセスをやめてくださいというところにあまり出てきてないプロモーションと

いか情報かなということを見ると、やっぱりこういうことも、単に権利者の権利を侵害しているということだけではなくて、ユーザー自身にもリスクが非常に起こるということも、一緒に周知するのが非常に有効ではないかと、今日のお話を伺いまして再認識した次第でございます。

ちょっと意見で済みませんが。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。貴重な御意見かと思えます。こちらは取りあえずお答えいただくには及ばないかなと思えますので、コメントいただいたということで、次のパートに移らせていただきたいと思います。

続きまして、日本ネットワークイネイブラー株式会社から、石田様に御説明をいただきます。よろしく願いいたします。

**【日本ネットワークイネイブラー（石田）】** 日本ネットワークイネイブラーの石田と申します。現在、海賊版対策実務者意見交換会のメンバーとして、主にドメイン名、あるいは、CDN等々の部分の技術的な支援をさせていただいております。

今回は、この後、平井先生、丸田先生から、CDNが海賊版に果たしている役割というのを御説明いただくことになっているかと思えますけれども、その前段として、そもそもCDNがどういうものであるかというのを簡単に御紹介したいと考えております。また、お手元のほうに参考資料として、私のほうがまとめさせていただきました、インターネットでCDNが果たしている役割はどうかというような、一般社団法人情報法制研究所のレポートのほうも添付させていただいているかと思えます。資料を読むために、その前段の説明というのが今回の私がお話しすることになります。では、早速進めさせていただきます。

CDNと出てきておりますけれども、Contents Delivery Networkの略となっております。基本的には多数のエンドユーザーからのコンテンツへのリクエスト、あるいは、多数のエンドユーザーへのコンテンツの配信を支えるための仕組みとなっております。それは簡単に言いますと、キャッシュサーバーと呼ばれます、コンテンツを一時的にコピーするサーバーを大量に用意することで、エンドユーザーからのアクセスをさばく、処理するということとなります。CDN専門の事業者という形では、既に10社を超える事業者、主にアメリカを中心としたグローバルな企業が提供しております。あとはいわゆる巨大なプラットフォームビジネスをやっているGAFAと言われる人たちの一部も、自らCDNというのを展開していたりします。

CDNの説明に入る前にちょっと一言、まずエンドユーザー、あるいは皆様がコンテンツ



にアクセスするときどういう手順を経るかというのを簡単に御紹介しております。まず、エンドユーザーはDNSという名前を検索するサーバーに対して、URLと呼ばれる、例えば海賊版サイトのURLであったり、そういうものに含まれているドメイン名と呼ばれるものを、DNSというものを介してIPアドレスを検索することになります。次の段階として、そのIPアドレスを持つサーバーに接続し、コンテンツを要求し、コンテンツを受け取るというような手順を踏むことになっております。

CDNというのは、先ほど申しましたDNSサーバーであったりウェブサーバーを全て自分たちの配下に置くということと言っても過言ではないような状況にすることをしております。先ほどの繰り返しになりますが、コンテンツを多数のサーバーに一時的にコピーします。エンドユーザーはコピーを持つサーバーにアクセスすることで、多数のエンドユーザーから大量の要求が来ても処理できるということになります。エンドユーザーに近いサーバーのことをエッジキャッシュと呼ぶこともあります。こういうようなCDNというのを、各事業者が全世界的、グローバルなインターネットの中で展開している、あるいは構築しているというふうに考えていただければと思います。

具体的にはキャッシュサーバーは、PCつまりパーソナルコンピュータの大きめのものですけれど、そういうのを幾つか組み合わせて、世界中にばらまいていると。そのコントロール自体はCDN事業者が行っているという形になります。

CDNの利用、これは本当に今、当たり前のように行われております。CDNは多数のユーザーからの大量のアクセスを処理するために利用するものとなっております。キャッシュサーバーと呼ばれるCDNの機能を利用することで、それをインターネット上にたくさん配置することでCDNの仕組みを実現しております。このビジネスモデルといたしましては、コンテンツの所有者がCDN事業者と契約することで、CDNが利用できるようになるという形になります。コンテンツの所有者は、なるだけ多くの人たちにアクセスしてもらうことで、自らのコンテンツを利用した課金等々、あるいは広告による収入を得ることで、自らの事業が成り立ちますので、なるだけ多くの人に利用してもらうためにCDN事業者と契約することになります。

本来、この関係は有償で行われているということになっておりますが、この仕組みはコンテンツの所有者、アクセスするエンドユーザー、ISPにとってはそれぞれにメリットがあります。ISPにとってのメリットというのは、同じコンテンツが自らのバックボーン回線だったり、海外への回線を通ることなく、自らのISPの中、あるいは自らのISPのすぐ横

にあるサーバーから配信されるのでコストが安くなるというようなメリットがあります。CDNそのものは、本来全ての人にとって有用なものとなっております。エンドユーザーに近いと想定されるキャッシュサーバーからコンテンツを配信することによりまして、非常に効率よく、あるいは、短時間の応答時間でコンテンツをエンドユーザーは取得できるという形になります。

効果といたしましてはこちら側に並べておりますが、大量のアクセスへの対応だったり、コンテンツ配信の効率向上、あるいは応答時間を短縮することができる、遅延が非常に低くなると。可用性の強化と書いてありますが、ウェブサーバーが1つだけだと、それが仮に障害を起こしたらアクセスできないんですけれども、大量にコピーをばらまいておりますので、常にコンテンツにアクセスできます。あとはウェブサーバー、オリジンサーバーと呼ばれる、本来コンテンツを持ってありますオリジンサーバーへの負荷が低減することと、先ほど申しましたように、ISPからすると、バックボーンあるいは海外回線へ流れるトラフィックを減らすことができる。さらには、このあたりが後ほど平井先生、丸田先生の話とも関わってくることですけれども、そもそもそのコンテンツをどこに保存してあるかというところを、CDNを介してしか見えなくすることができますので、オリジンのサーバーがどこにあるかが分からないというようなことが、エンドユーザー、あるいはその状況をモニターしようとする立場からは言えるわけです。

さらにコンテンツの一部に対しては、不快なコンテンツとかになりますと、よくDDoS攻撃というものが行われる。たくさんの負荷を与えることで攻撃し、そのコンテンツにアクセスできないようにするような試みもあるわけですが、そういうことをある意味で無効にするような、あるいは無効にすることをうたうようなCDN事業者もおります。

CDNの実現方法は、先ほどの繰り返しになりますけれども、エンドユーザーにより近いキャッシュサーバーからコンテンツを配信することで、配信の効率が高められる。低遅延で、高効率で配信ができるということになるわけです。CDN事業者からすると、1つのコンテンツがなるだけ多くキャッシュされた、すなわちキャッシュサーバーに一度コピーされたものはなるべくたくさんのエンドユーザーから利用されることで、CDN事業者にとっては、自らの配信の効率性を高めることができる、自らのビジネス事業上の運営も、コストをかけずに済む、運用することができます。

そういう意味では、非常に人気があるコンテンツをキャッシュすることが、CDN事業者にとっては1つの大きなポイントとなってくるわけです。逆に人気がないといいますが、

ロングテールのコンテンツがばらばら来るような状況だと、CDN事業者にとってはあまりうまみがないということも言えるかと思います。

このようなCDNですけれども、エンドユーザーに近いキャッシュサーバーというのからコンテンツを配信することが1つの肝となっております。それを実現する仕組みとしては、CDN事業者はたくさんあるのですが、大雑把に言ってこの3つのいずれかの方法を取っております。

コンテンツにアクセスする際に最初にその名前をDNSで引くと申し上げましたが、その名前を聞くタイミングで、うまく仕組みを利用して、最寄りのキャッシュサーバーに誘導する方法と、あとは1つの接続先のIPアドレスを複数いろんな場所に用意することで、最寄りのサーバーに誘導するという方法と、あとはコンテンツそのものの内容の一部CDNの記述を入れることで、最寄りのサーバーを教えるというようなことをやっている、3つのケースの話で、大きく言って1つ目と2つ目のやり方でやっている事業者がほとんどかかと思えます。

1つ目の実現方法ですけれども、DNSによる方法は、エンドユーザーからDNSサーバーを介して名前を聞くときに、すなわちCDN事業者が提供する問合せに対する答えを返すサーバーで、問い合わせしてきたアドレスをもとに、その人に近いキャッシュサーバーはこれだろうということ返すというような仕組みを組んでおります。これがDNSによる方法となります。

もう一つが、ここでIPがCDNと書いてありますが、これはCDN事業者の持つIPアドレスですけれども、同じIPアドレスを持つサーバーをインターネットのそこらじゅうに配置することで、最寄りのところにアクセスすることができるというような仕組みを用意しておったりします。

あとCDNの利用に当たって、コンテンツ所有者からは、あらかじめCDNのほうにコンテンツをアップロードする方法と、プル型といいまして、エンドユーザーからリクエストがあったときに、オリジンサーバーという元のコンテンツを持っているところにリクエストを出し、それが返ってきたものをキャッシュする、一時的にコピーを保管するというのでやるプル型という2種類の方法がございます。一旦持ってきたコンテンツにつきましては、オリジンサーバーというところ、元のコンテンツが書き換えられてない限り、その同じコンテンツを保持する場合と、一定時間アクセスがないと、例えば24時間ですとか、アクセスがない場合にはそのコンテンツを消去するという、2つのケースが考えられております。

有償の契約をした場合には、多くの場合プッシュ型を認め、コンテンツは元が書き換えられた場合にのみ書き換えるというようなことをするケースが多いようですけれども、そのあたりはCDN事業者のポリシーによるということが言えるかと思います。

CDNの特徴となっておりますけれども、これは先ほど参考文献のほうにも同じ内容を書かせていただいておりますけれども、データの単位がコンテンツ単位、もっと言いますとファイル単位であるということ。あと、コンテンツが先ほど申しましたように、一定期間もつというのが、例えば、数時間ですとか、数日ですとかという、短くてもそれぐらいの間を保持している。あと、通信のエンドポイントという書き方をしておりますけれども、エンドユーザーからアクセス相手が、あくまでCDN事業者のサーバーとなります。その後ろにあるオリジンサーバーは、一旦CDN事業者のキャッシュサーバーを介してのみという形になりますので、あくまでエンドツーエンドで考えたときは、通信のエンドポイントは、CDN事業者のサーバーという形になります。

海賊版コンテンツの配信ですけど、先ほど中島先生のほうからも、防弾ホスティングを利用してCDNという形でおっしゃってございましたけれども、トップページは防弾ホスティングの中に海賊版サイト、こちらがCDNにとってオリジンサーバーとなります。あとそれ以外にも、必ずしも防弾ホスティングを使わずとも、ストレージサーバーに具体的な海賊版の画像を置いて、そういうものを組み合わせて、CDNを介して海賊版ユーザーに届けるというようなことをやっておったりします。このあたりこの後、丸田先生、平井先生からさらに説明があろうかと思っております。

ということで、簡単にCDNの技術について説明させていただきましたけれども、本来であればCDNというのはコンテンツ所有者、エンドユーザー、ISPのそれぞれにメリットがあるものとなっております。CDNなしには、現在のインターネットは成り立たないというのが現実問題です。

具体的にちょっと内部情報なので口頭だけの説明とさせていただきますけれども、例えばトップのCDN事業者1社だけで、全体のダウンロードトラフィックの10%超を賄って配信しております。あと、最初にちょっと触れましたように、いわゆるGAFAと呼ばれる人たちの一部もCDNを構築しております、そういうものも合わせますと、全体のトラフィックの半分を超える量が、いわゆるキャッシュと申しますか、CDNから配信されていると理解していただければいいかと思います。

悪性コンテンツの配信にそういったCDNを利用されると、その影響力は甚大なものにな

るということで、悪性コンテンツ配信に当たってはCDNによって被害が数千倍に拡大する能力を有している。防弾ホスティングというのは、ある意味攻撃力が、変な例え方をしますと、拳銃程度のものであったりしたものが、CDNを介して多弾頭ミサイルになって攻撃力を増すというようなイメージを、最近私のほうは持っているような状況でございます。

非常に簡単で、ちょっと言葉不足のところはあったかと思えますけれども、ひとまず私のほうからの説明は以上とさせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

【曾我部座長】 石田様、どうもありがとうございました。

続きまして、弁護士の丸田先生のほうから御説明いただきます。よろしく申し上げます。

【ライツ法律特許事務所（丸田）】 弁護士の丸田と申します。出版社の皆様の海賊版対策に関わらせていただいております。私からは、CDNサービスの漫画海賊版サイトに対する寄与について御説明させていただきます。

内容は、この3点となります。まず、漫画海賊版サイトがCDNサービスを利用するメリットについてお話しさせていただきます。漫画海賊版サイトがCDNサービスを利用するメリットのうち、主なものはこの3点です。1つ目は、大本のウェブサーバー、これをオリジンサーバーといいます。オリジンサーバーが送信するデータ量を減らすことができます。2つ目は、閲覧者、海賊版サイトに漫画を読みに来る人のアクセス速度を速くすることができます。3つ目は、オリジンサーバーのIPアドレスを外から見えなくすることができます。

これらのメリットから、漫画海賊版サイトの運営者は、コストの削減などの効果を受けることができます。今日は時間も限られていますので、このうちの1つ目、送信データ量の削減について詳しく見ていきます。

先ほど石田さんの御発表の中で、CDNサービスの内容について詳しいお話がありました。ここで簡単におさらいさせていただきます。CDNサービスを使わない場合、仮に100人の閲覧者がある漫画、例えばワンピースの第1話を読みたいと思って海賊版サイトにアクセスしてきたとします。その場合、そのサイトの大本のウェブサーバー、つまりオリジンサーバーは、100人全員に対してワンピース第1話の画像ファイルを送信します。つまり、同じ画像をファイルを送信するわけです。それがCDNサービスを使うとどうなるかといいますと、やはり100人からアクセスを受けた場合、最初の1人に対してはオリジンサーバーから画像ファイルを送信しますが、その際に、CDNサーバー、先ほどの石田さんの御発表でキャッシュサーバーというふうに言われていたものですが、これはその画像ファ

イルを複製して保存します。そして、2人目以降の閲覧者には、このCDNサーバーから保存した画像ファイルを送信します。つまり、100人からアクセスを受けても、オリジンサーバーが画像ファイルを送信するのは最初の1回だけで済むので、オリジンサーバーのデータ送信量は、CDNを使わない場合の100分の1になります。その結果、安くて弱いサーバーでも十分賄えるようになるのです。ちなみに、この状態をキャッシュヒット率99%というように言います。

では、このようにオリジンサーバーが送信するデータ量が減ると、漫画海賊版サイトには具体的にどんなメリットがあるのでしょうか。昨年12月の時点で、アクセス数第1位の漫画海賊版サイトについては、このようなデータが分かっています。月間アクセス数は1億8,000万、1アクセス当たりのページビューは15回、1アクセス当たりの滞在時間はおよそ27分となっています。このデータから、1アクセス当たり何ページ、このサイトでは、1つのページに通常1話分の画像がずらっと載っているの、1アクセス当たり何話くらい読まれているのかということを経験して見ます。これは技術者の方にも御協力いただいで行ったものです。

漫画のコミックス1冊は、おおむね30分で読めると言われています。また、コミックス1冊には、おおむね8話から10話が掲載されています。そうしますと、1話を読むのにかかる時間は大体3分から4分くらいとなりますから、滞在時間27分の間に6話から9話程度が読めるというようなこととなります。そうしますと、月間アクセス数が1億8,000万、1回のアクセスにつき、先ほど6話から9話という数字を出しましたが、この中から若干控え目にして7話分のページを閲覧したと仮定します。さらに1つのウェブページに置かれている画像の枚数を、仮に33枚とします。また、1つの画像ファイルの大きさを0.4メガバイトとします。そうしますと、1か月当たりのデータ転送量は、1億5,862テラバイトとなります。これはもう莫大なデータ量になるわけです。

では、これだけの量のデータ転送を行うサーバーには、一体幾らの費用がかかるのかということを見てみます。これは仮に、Amazon AWSという有名なプロバイダを使って、このサーバーを設置したとします。そうしますと、その費用は1か月で約1億5,700万円となります。管理見積りツールという公開されているツールで試算した額ですが、言うまでもなくこれは非現実的な金額です。もしこれをしたら、海賊版サイトは大赤字になるわけです。では、CDNサービスを利用するとどうなるのでしょうか。同じ条件で、キャッシュヒット率99%、先ほどお話しした例の場合ですが、この場合の1か月のデータ転送量は先ほど

の100分の1、つまり、158.6テラバイトになります。

このデータ転送量のサーバーを同じようにAmazon AWSに置いたと仮定しますと、サーバー料金は1か月当たり166万円になります。これは現実的な金額ですよ。十分広告収入で賄えるような金額になるわけです。そして、アクセスが増えて、キャッシュヒット率が上がれば、さらにサーバー料金を減らすことができます。

以上をまとめますと、CDNサービスの利用によって得られる送信データ量の削減というメリットは、漫画海賊版サイトにとって、コスト面を見るだけでも必要不可欠なものである。すなわちCDNサービスは、漫画海賊版サイトの運営にとって重大な寄与をしているということが言えるわけです。

次に、漫画海賊版サイトにおけるCDNサービスの利用状況と、それに対する考察を行います。昨年12月の月間アクセス数トップテンの漫画海賊版サイトのうち、9サイトまでがクラウドフレアというアメリカ企業のCDNサービスを利用しています。これはIPアドレスやヘッダーから客観的に分かることです。なぜこんな寡占状態ともいえるべき状態になっているのか、理由を考えてみます。

クラウドフレアのCDNサービスには、この4つの特徴があります。以下、詳しく見ていきます。1つ目の特徴は、大規模なサービスを提供しているということです。クラウドフレアはアカマイやアマゾン、アマゾンクラウドフロントといった大手事業者と並ぶCDNサービス提供事業者の最大手の1つです。そして、250都市、100か国以上にエッジサーバー、つまりCDNサーバーを設置しているとうたっています。これにより、漫画海賊版サイトの運営者は、多くの国の多数のホスティングプロバイダーの中から、安くてしっかり身元を隠せるサーバーを選ぶことができるわけです。

2つ目の特徴は、無料サービスが充実しているということです。クラウドフレアは無期限の無料サービスを提供しています。これに対して、ほかの大手であるアカマイも、アマゾンクラウドフロントも、無料サービスは期間を限定したトライアルしか提供していません。これによって、漫画海賊版サイトの運営者は、コストをかけずにCDNサービスを利用できますし、また、支払いに関する情報を登録せずに済みますので、身元の秘匿を果たすこともできると考えられます。

3つ目の特徴は、本人確認が緩いということです。クラウドフレアでは、無料サービスにおいてユーザー情報として登録が必要な情報は、メールアドレスのみなんです。これはフリーメールでも登録は可能です。これによって、漫画海賊版サイトの運営者は、身元の

秘匿ができますし、また、1人で複数の登録を行うことも容易になりますから、仮に1つの登録を解除されたとしても、すぐにほかの登録に基づいて、海賊版サイトの運用を継続することができるわけです。

4つ目の特徴は、権利侵害に対する事後対応が緩いということです。この詳しい話は、この後の平井の発表に譲りますが、要は、外部から見ますと、権利者がクラウドフレアに著作権侵害の申告をしても、クラウドフレアは運営者に対する契約解除や利用停止といった措置を取らないので、漫画海賊版サイトは従前どおりにクラウドフレアを使用し続けることができているのです。つまり、海賊版サイト運営者は、クラウドフレアを使っていれば、権利侵害の申告がされても、サイト運営を安定して継続できるわけです。

以上をまとめますと、これらの4つの特徴により、クラウドフレアのCDNサービスは、漫画海賊版サイトにとって非常に使い勝手がいいものとなっています。だから、クラウドフレアは、漫画海賊版サイトに好んで使われているのではないかと考えられます。

最後にまとめです。CDNサービスは、漫画海賊版サイトの運営に必要不可欠なものです。換言すると、CDNサービスは、漫画海賊版サイトの運営に重大な寄与をしています。そして、クラウドフレアのCDNサービスは、漫画海賊版サイトのトップテンのうち、9つに使われていて、それには理由があると考えられます。したがって、クラウドフレアは自らのCDNサービスが違法行為に利用されないように、改善の余地があるのではないかと考えます。

私からは以上です。御説明のお時間をいただきまして、ありがとうございました。

**【曾我部座長】** 丸田先生、どうもありがとうございました。

この後、平井先生のほうから御説明をいただいた後に、今のお三方の御報告について質疑を行いたいと思います。

ということで、平井先生、よろしくお願ひします。

**【ライツ法律特許事務所（平井）】** よろしくお願ひいたします。では、始めさせていただきます。では、丸田のほうに続きまして平井のほうから、海賊版対策を行う上で、CDNと検索エンジンに関して問題となる点、我々としては、かゆいところに手が届いてないというふうを感じる点について御説明いたします。

まずはCDNということになりますが、先ほど丸田のほうから御説明差し上げたとおりに、大手海賊版サイトに使われているCDNサービスというのは、ほとんどクラウドフレアの1社独占状態になっておりますので、これからお話しする内容というのは、これまで我々の



ほうでクラウドフレア社に対してアクションを起こす中で問題となってきたという点でございませう。

クラウドフレアのサービスを利用しているウェブサイトのWhois情報を見ますと、ホスティングカンパニーとかIPアドレスの欄にはクラウドフレアが表示されますので、権利者としては、まずクラウドフレアに対してアクションを取ることにならざるを得ません。そこで権利侵害に関してクラウドフレアが用意しているのは、Abuse Reportという申告フォームのみです。このフォームで申告をしますと、一両日中に、ここに記載されているような内容を含むメールが返信されてきます。これをもって、クラウドフレア社としては迅速に対応しているんだというような主張をするかもしれませんが、このメール自体は実質的には役に立っておりません。

クラウドフレア社は、このメールを送る以外に、侵害コンテンツを落としたりとか、サービスを停止したりといった対応はしません。さらにこのメールに記載された内容というのも不正確かつ不十分でして、例えば、CDNを使わなければ、本来公開されているはずのホストサーバーのIPアドレスすら開示されてきません。しかもここでホスティングプロバイダーというところに記載されているのは、実際には、ASNというネットワークの名称を示すものがここに書かれておまして、過去の実例では、アメリカのホスティング事業者だったにもかかわらず、この事業者名のところに日本のKDDIさんがホスティングプロバイダーであるかのように記載されて、さらにこのメールアドレスのところにはJPNICさんのメールアドレスが記載されていたというようなこともあります。

そのほかの対策といたしましては、一部の出版社には限られますが、クラウドフレア社との間でキャッシュ削除に関するスキームが合意されています。このスキームというのは、日本の裁判所が著作権侵害であるというふうに認定したサイトについては、日本国内にあるクラウドフレアのサーバーからキャッシュを削除するという内容です。なお、このスキームというのは、出版社の追加的なオプションとして合意されたものですので、出版社のほうで、ほかの法的手続を取ることを妨げられるものではありません。あくまでも追加的なオプションとして合意されているものです。

このスキームの最大の問題点というのは、ドメインホッピングに対して無力であるところです。このスキームを合意する際、クラウドフレア社の強い要望によって、キャッシュ削除に至る前に、ホスティング事業者に対して警告をするであるとか、裁判所の決定で、著作権侵害であるということが認められることが必要だというようなことが条件とされて

います。その手続を踏んでいる間に海賊版サイトのドメインが変更されてしまいますと、裁判実務上、現在ドメイン名でサイトを特定しますので、形式的にはドメインの変更によって別サイトになってしまったということになって、手続のやり直しを余儀なくされてしまいます。警告などを受けるとドメインを変更するというのは海賊版サイトの常套手段でして、これにより、過去、手続を断念せざるを得なかったということもございます。

運よくドメインホッピングのタイミング云々によってキャッシュ削除に至ったケースもございますが、キャッシュが削除された直後はサイトが非常に重くなって効果があったわけですけれども、運営者が異変を察知したのか、キャッシュ削除から僅か10時間後、たったの10時間後でドメインホッピングがされてしまいまして、しかもトッピング先のドメインでクラウドフレアのキャッシュが復活するといったこともありました。

本日はここがメインテーマではございませんので詳しくは御説明しませんが、過去にどのような形でホッピングがされたかという例を、イメージを持っていただくために挙げておきます。海賊版サイトというのは、複数のドメインやホスティング事業者を使い分けて、1つのサイトを構築していることがございます。警告があると、すぐにドメインとかホスティング先をホッピングします。この例では、権利者から警告を受けるたび、ホスティング先とかドメインホッピングが繰り返されています。この赤で記したところが、ドメインやホスティング名が変わっているという箇所です。

この例では、3回目の警告のときに、幸い運よくドメイン②というのがホッピングしなかったもので、この隙にキャッシュ削除に至ることができました。ただそのときに、僅か10時間でキャッシュが復活してしまったというのは、先ほど御説明したとおりです。

こういった状況を受けまして、出版社からは、例えば裁判所の決定など、事前手続なしにキャッシュを削除してほしいとか、ドメインホッピングをしても、実質的に同じサイトであれば、キャッシュを削除してほしいといったスキーム改善の要求を行いました。今日に至るまで、その改善はされていません。特に悪質で、海賊版サイトであることが明白な上位の9サイトについてサービス停止なども求めましたが、この際には、政府のお口添えもいただいていたわけで、クラウドフレアからは適切な処理をしましたという回答があったわけですが、現時点でもキャッシュはされています。改善がないという状態です。

CDNを使用すると、高性能のオリジンサーバーを選択する必要がありませんし、サーバーの所在地も自由に選択することができます。そのため、匿名性の高い事業者を選択して身元を隠すことも容易になりますし、警告を受けても、ホッピング先を自由に選ぶことが

できてしまいます。それでも何億というアクセスを安価に安定して処理できているというのは、言うまでもなくクラウドフレアのサービスのおかげです。

こういったCDNサービスの影響の大きさから、他の事業者は身元確認等をしっかりやっているというのは、先ほど丸田の報告にあったとおりです。こういったところが、クラウドフレア社のサービスというのが海賊版サイトで1社独占のように利用されている由縁ではないかなと考えております。

続きまして、検索エンジンに対するアクションでございます。検索エンジンから海賊版サイトに流入するユーザーの割合というのは、サイトの規模、サイトの成長のステージによって変わってまいります。内容的にはほぼ同一のミラーサイトのような関係にある複数のサイトで比較をしてみますと、既に月間1億アクセスまで大きく成長しているようなサイトでは、検索からの流入割合というのは10%を下回っています。一方で、月間アクセス数が300万程度の、現在成長途上にあるサイトでは、ユーザーの約25%が検索から流入していることが分かります。つまり、検索エンジンというのは、海賊版サイトの成長する団体に大きく寄与していることが分かります。

既に大きく成長しているサイトでは、リピーターも多くなっているでしょうし、検索エンジンから流入する割合は総体的には減っていると思われれます。ただそれでも1億アクセスの5%とか10%弱というだけでも大変な数ではありますので、成長に、その段階でもなお寄与しているということは言えるかもしれません。

検索エンジンに対して、権利者のほうを取り得る手段というのは、検索結果から削除してほしいという申請です。ある1つの出版社だけでも、グーグルとBingに対して、それぞれおおむね月5万件程度、合計で10万件程度の削除申請を行っていると言われております。しかし、この削除申請スキームの最大の問題点は、削除対象がURL単位であって、ドメイン全体を検査結果から削除することができないという点でございます。海賊版サイトのほとんどは独自のドメインを使用していますので、ドメイン対応しても、過剰差止めのようなことは生じないわけですが、削除申請はURL単位でしかできません。その結果、まず第1に、削除しなければならないページ、URLの数が膨大になります。

例えば、現在、最もアクセスを多く集めている海賊版サイトは、12万件以上のURLがあります。つまり、これを全て削除申請しないと、全てを消すことができないということになります。さらに、新作がどんどんアップされていきますので、削除しなければならないURLというのは日々増えていきます。さらに、仮に削除されても、URL単位ですので、URL

の末尾を例えば一文字変えるだけでも、容易に潜脱ができてしまいます。

さらに、先ほど伊東さんのほうから御説明のあった漫画BANKのトップページなどは、トップページには検索窓しかありませんので、削除申請の対象になりません。そうすると、そのトップページが検索結果に残ってしまうということになります。

こういった様々な事情によって、仮にドメインの全部のページを削除されないと、實際上、全部のページを削除するのは不可能ですので、一部のページが検索結果に残るということになると、そのページから当該海賊版サイトに容易に流入することができてしまうわけです。

もう一つ問題点として、検索結果が削除されますと、削除されましたという旨が、検索ページの一番下の部分に表示されることになります。そして、そこをクリックしてメールアドレスを入力するというごく簡単な操作をすると、どのURLが削除されたか表示されてしまいますので、これではそもそも検索結果から削除されたと言えるのかというところから、疑問と言わざるを得ません。

もう一つの対策として、こういった削除申請を大量に送り続けると、あるところで降格シグナルというものが働くとされています。この降格シグナルというのはURL単位ではなくて、ドメイン単位で検索結果の表示を抑制する方法のようです。しかし、この降格シグナルにも問題がありまして、まず第1に、どれくらいの削除申請を送れば降格シグナルが働くのかというのが全く明らかにされていません。グーグルの説明によれば、アクセス数が多ければ多いほどそれは大事なサイトなのであって、降格シグナルが働きにくいということのようです。これは海賊版サイトについても同様のようでして、つまりは、悪質な海賊版サイトであればあるほど、降格シグナルが働きにくいということになってしまいます。実際、現在アクセス上位のサイトについて、降格シグナルが働いていないようです。

また、降格シグナルというのは特定のキーワードが検索ワードに入っている場合に、検索結果の表示を抑制するという仕組みのようですが、このキーワードの中に、ドメイン名やサイト名、その一部といったものは入っていないようですので、例えば先ほどの漫画BANKでいうと、漫画BANKと入れて検索をすると、出てきてしまっていたわけです。

私のほうで、こういったキーワードで降格シグナルが働いているのかというのを検証するために、降格シグナルが働いているとされる、ある海賊版サイトを使って私のほうで検証してみましたが、ここで書いてあるように、海賊版とかfreeという言葉と組合せた場合には、検索結果に、この海賊版サイトのドメインが非表示されなかったもので、恐らくこれ

で降格シグナルが効いているんだと思います。一方で下3つ、無料とかzipとか作品名とか、海賊版作品を探すときに定番とされるようなキーワード、このあたりでも、どうもシグナルが働いてないように思われます。私の検証をしたときには、表示がされてしまいました。このように、降格シグナルというのは、効き方も分からないし、効いた効果というのも限定的と言わざるを得ないと思っております。

最後になります。我々のほうでCDN事業者などと交渉していると、自分たちはホスティングではないんだとか、自分たちではインターネット上から違法コンテンツを削除することはできないんだといった反論をよく耳にします。それは我々も分かっていることで、我々は、誰に対してもそうなわけですけれども、自身のサービスが与えている影響というものを排除してほしいということをお願いしているだけで、サービスがなかった状態にしてほしいと、原状回復以上のことを求めているわけじゃないんです。各事業者が、ごく当たり前の原状回復、自分のサービスの影響の排除ということをしてくれれば、海賊版の問題というのも解決に近づくのではないかと私は信じています。

本日は以上となります。御説明の時間をいただきまして、ありがとうございました。

**【曾我部座長】** 平井先生、どうもありがとうございました。

この後なんですけれども、まず15分程度、今のお三方の御説明に対する質疑ですとか御意見を伺うという時間にさせていただき、その後、最後、時間まで自由討議というふうにさせていただきたいと思っております。

ということで、まず今のお三方に対する御質問、御意見というところを議論したいと思っておりますが、いかがでしょうか。またチャットのほうで御発言希望いただければと思っております。では、田村先生、お願いいたします。

**【田村構成員】** どうもありがとうございます。田村です。

幾つか確認的に質問したいことがございます。1つはCDN事業者のところで捕まえるメリットを教えていただきたいということです。ただたくさんいらっしゃるという御発言もありましたが、幾つか予想されることとしては、ネットワーク効果等が多分あるせいか、有力な事業者の数が少ないので、そこを捕まれば大丈夫で、海賊版サイトに比較すればモグラたたきにならないで済むということなのか、あるいはこれが大きいのかと思いましたが、事業の性質上、匿名ではないので非常に捕まえやすいことです。あるいは、日本にはエッジサーバーがあるから、いろいろな意味で何か働きかけやすいとかということなのかもしれません。このようなCDN事業者のところで捕まえるメリットを御教示いただければ

というのが1点目です。

2点目が、ドメインホッピング対策の件です。お話を聞いていて、恐らくこういうことかと思いました。完全には無理だけれども、身元確認等でかなりの場合は対応が可能なので、そのくらいやってほしいということであって、そういうことであれば、恐らくCDN事業者さんに多分過度の負担をかけないで済むだろうということではないでしょうか。とにかくCDNが有用であることは間違いないわけで、過度の負担をかけることなく実効的に侵害を抑止する対策を見つけることが今の課題ですので、ぜひその点を教えていただきたいと思います。

それから最後は、あまり影響するかどうか分からないですけれども、無料でサービスを受けているというCDN事業者さんのビジネスモデルがどうやって成立するのか、つまり、収入がどこから来ているのか、もしお分かりになればご教示いただけますと幸いです。よろしく願いいたします。

**【曾我部座長】** 今、平井先生、カメラをオンにさせていただいておりますので、お答えをお願いしてもよろしいでしょうか。

**【ライツ法律特許事務所（平井）】** では、私のほうから、私の意見ですので、ほかの先生方で補足等ありましたらよろしく願いいたします。

まず、なぜCDNのところで対策がしたいかというのは、まず実質的な面で言えば、先ほど石田さんのほうから御説明があった、鉄砲の弾を多弾頭ミサイルにしているというような影響がありますので、それを排除できるという意味では、それはCDNの事業者が自らの影響を排除できるということではないかと思っております。

また、多くのCDN事業者は本人確認等々しておりますので、やはり身元の分からないような防弾ホスティング等々を相手にするよりは、そこで対応ができたほうがよろしいと。あと、CDNというのがIPアドレス等々から一番表に出てまいりますので、そこに対する権利行使が、やはりできたほうが良いというのもございます。

そして、田村先生が今御推察されたとおり、エッジサーバーが日本にあるというのは、訴訟法等々の観点からすれば、我々にとっては非常に使いやすいところではないかなとは思っております。

2つ目の点ですけれども、ドメインホッピング対策でございます。それは田村先生のおっしゃったとおりでして、まずはやはり身元確認をする、あるいはサービス停止というのを速やかにやるとのいずれか、あるいはその両方という形で、ドメインホッピングの対策

の大部分というのは対応ができるのではないかなとは思っております。

3つ目のビジネスモデルについては、私のほうでは理解しておりませんが、ただ、やはり最初にまずシェアを取ると。クラウドフレアさん、後発気味ではありますので、既にサービスを提供しているところのシェアを取るという意味では、無料サービスを充実させてパイを取っていくという作戦というのもあるのかなと想像はしております。このあたりは石田さんのほうが、ひょっとすると詳しいかなと思います。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。では、石田様のほうから補足をお願いします。

**【日本ネットワークイネイブラー（石田）】** よろしいでしょうか。ちょっと最後の点と、1つ目の質問についてもちょっとコメントを入れさせていただければと思うのですが、CDN事業者のところではちゃんと抑え込まないと、似たような類似犯がどんどん出てくるというふうに理解しております。ある意味、今出ている漫画海賊版サイトも、漫画村の類似犯であるようなところがあるので、それは同じようなコンテンツ配信のためのインフラを使って海賊版を配信している。インフラのほうもちゃんと対策をしないといけないという形で、私どもこの間、この部分に取り組みさせていただいております。

あと、3点目の無料で提供している点ですけれども、ビジネスモデル、いわゆるフリーミアムモデルによって、まずはシェアを拡大していくと。シェアを拡大することによってトラフィックも増やすことができますので、ある意味トラフィックを持っているということは、インターネットの需給関係の中で非常に強いパワーを持ちます。そうすると、調達コストも下がってくるし、あるいはその名前も外部に広げていくことができますので、コストも下げることができる。それにより有償でお客様に提供する値段も下げることができたりするわけです。そういう形で、まずはユーザーを増やすということが1つの目的として、無料で提供しているというふうに、私どもは理解しております。

以上となります。

**【田村構成員】** 大変よく分かりました。ありがとうございます。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

続きまして、森先生、お願いします。

**【森構成員】** 御説明ありがとうございます。先生方のお話は全くごもっともだなと思って伺っておりました。

特にクラウドフレアに関しては、自らのCDNサービスが違法行為に利用されないよう、改善の余地があるのではないかという話でしたけれども、これは全くそのとおりで思っ

ておりまして、改善の余地があるといえますか、ここまで不可欠な役割を果たしている、損害を拡大しているということ。それから、トップテンの中の9つに使われていて、さらに日本の政府からもそういう指摘を受けているということなわけですので、対話のタイミングというのは既にかかなり以前に過ぎておりまして、あとは法的責任を追究するということかと思えますし、十分可能であるように感じますし、あとそういうことがないと、恐らくやめる動機が働かないということで、この事態になっていることではないかと思えますので、私の個人の意見でございますけれども、法的責任を追究することを検討していただきたいというふうに思います。

これは検索についても同じでして、先ほども少し申し上げましたけれども、自主的な削除基準といえますか、平時の基準みたいなものは、検索事業者というのを持っているわけですが、それと法的責任というのは全く同じではあり得なくて、損害発生状況とか、それに対する寄与の状況によって検索事業者の削除義務の範囲というのは決まってくると思えます。URLでなきゃ削除しないというのは、これもまた事業者の独自のルールであろうかと思えます。違法情報しかホストとしてないような違法サイトであれば、そのドメインごと消してくれと、ドメインごと検索結果を表示しないでくれというのも十分成り立つような気がいたしますし、また、検索事業者によっては結構様々な検索をしても、海賊版サイトが表示されない、海賊版サイトが表示せずに、代わりに「STOP!海賊版」の表示をするというような検索事業者もいるわけですので、そのような違いも併せて考えれば、あまり十分に対策をしていない検索事業者の法的責任を基礎づけることになるかと思えますので、こちらもぜひとも検討をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

では、続きまして、上沼先生からお願いします。

**【上沼構成員】**      森先生の御意見にもちょっと似ている感じはするんですけども、丸田先生の御説明を前提にすると、問題の10サイトのうち9サイトが特定のCDN事業者とこのことですので、これを考慮すると、一般CDNの運用を改善する必要があるということなのではなく、特定のCDN事業者に問題があるということなのではないかと思われま。とすると、身元確認を厳密にしないなどの対応は、違法なコンテンツで商売をしようとする人たちを集めているという評価も可能とも考えられるのではないかと思います。昔、2ちゃんねるがIPアドレスを取っていないということを告知しており、そのような対応が違法な投稿を助長するとして、2ちゃんねる自体に問題があると評価されていたことを考えれ



ば、特定のCDN事業者自体への責任追及も考え得るのではないかなとちょっと思いましたので、その点述べさせていただきます。

ちなみに特定のCDN業者に関して言えば、著作権侵害だけではなく、誹謗中傷等についても同じような対応をされていて、問合せをしてもJPNICのアドレスを返してくるということを知っていますので、全般にそういう対応をされているだと思います。

もう1点、もし可能だったら教えていただければと思うんですが、こういう対応は日本に対してのみしているのではなくて、多分世界中で同様の対応しているのではないのでしょうか。だとすれば、被害を受けているのは日本のコンテンツ事業者だけではなくて、アメリカのコンテンツ事業者なども被害を受けているのではないかなと思うんですけども、アメリカで権利行使がされていないのか疑問に思いました。アメリカで権利行使を受けた場合、裁判対応などで膨大な費用がかかるので、あまりひどい対応はできないのではとも思うのですが、もしアメリカのコンテンツ事業者に対してはきちんと対応していて、日本のコンテンツ事業者には対応しないというようなことがあるのであれば、日本が甘く見られる理由があるということになってしまいますので、そこはちょっと考えなくちゃいけないのかなと思います。

ですので、国外での対応など御存じであればちょっと教えていただければと思いました。以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。今おっしゃった点、私も事務局と雑談しているときに話題になったんですけども、もし情報お持ちであればお願いできますでしょうか。平井先生、お願いします。

**【ライツ法律特許事務所（平井）】** 我々も、交渉の経緯というのは明らかにならないものですから、判決等々しかアクセスすることはできませんが、判決等々見る限りは、ヨーロッパアメリカで幾つか訴訟等々は起きているように思います。また、Abuseの報告の数というのも非常に数に上っているといった報告もあるようです。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。石田さん、お願いします。

**【日本ネットワークイネイブラー（石田）】** よろしいでしょうか。私ども、参考資料のほうでつけさせていただいております情報レポートのほうに、リファレンスとしてEUでのレポートを挙げさせていただいておりますけれども、そちらのレポートの中にはクラウドフレア社が名指しで書かれております。というので、恐らくEUでも同じような問題を引き起しているのではないかと推測しております。ちょっと補足ということで、お伝えさせ

ていただきました。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

ということで、時間の関係で、そろそろ全体の自由討議に移りたいと思いますので、また御発言希望がありましたらよろしくお願ひします。では、江崎先生、お願ひします。

**【江崎座長代理】** 先ほどの海外での事例というのにすごく関係するところになりますけれども、そうなる和我々がここで議論しているということ、やっぱりグローバル空間で共有していただくような活動を、当然総務省さんでは意識的にICANN等でおやりいただいているというところはあると思いますけれども、この報告書等の資料をやっぱり英文で出していくというのも非常に効果的だろうという気がします。

というのは、いろんな国でこの情報が共有されるという状況をつくっていかなくちゃいけないと。そういう中で、やっぱり先ほど石田さんがおっしゃったように、日本でも認識されているというような形に持っていくように、もし可能であれば、手間がかかりますけれども、特に英語でこういうことを日本でもやっているということ発信していくというのは、非常に効果的な側面もあるんじゃないかなと思います。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。確かに世界共通の課題を議論することが近年多いですので、まさに英語で発信するというのは重要だというふうに私も思いました。

では、続きまして、長田様、お願ひいたします。

**【長田構成員】** 長田でございます。ありがとうございます。

今日の諸先生方のお話を伺ってつくづく思ったんですけれども、本当にこれだけ苦労されているということ、普通の一般の人はなかなか知らないというふうに思いました。まずそれを知らせたいということです。海賊版サイト自体はABJさんの警告などを見ても、海賊版と知りながらダウンロードすることが犯罪というふうに書いてあるわけですが、アップロードされていること自体が犯罪なんだということをきちんと伝えていくということと、それから、それを無料だからいいやと思って気軽に見ていても、その広告などにいろんな問題があることもあって危険がいっぱいあるということを知らせること。それから、違法にそういうアップロードをしている方々を、大手の事業者が結果的に助けてしまっているというその現実、事実も知らせていくということが大切だなと思ひました。検索も、検索エンジンによっては出る出ない、いろいろあるということも含めて、きちんと知らせていきたいなと思ひました。

また、クラウドフレアさんや検索エンジンの事業者の皆さんも、ぜひこういう場所に出

てきて、どう考えているんだということをきちんと説明していただきたいなと思っているところ。以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

ちょっと今のところほかに御発言希望がないようですので、ちょっと私のほうから質問をさせていただきたいんですけど、先ほど平井先生の御報告の最後のところで、よく耳にする反論として、ホスティングではないんだという反論があるという御紹介があり、他方で石田様の資料の11ページのCDNの特徴というページがあって、こちらに3点挙がっているんですけど、1点目で取り扱うデータの単位というところで、最後の部分です。コンテンツの内容に介入しない立場であっても内容を知得することは不可能ではないという記述があります。

私の理解では、この石田様の資料の11ページの1のところの趣旨というのは、結局これは単なる導管ではないんだということをおっしゃりたいのかなというふうに理解をしたところなんですけれども、そうだとすると、例えばCDNに対して、著作権侵害の法的責任、民事責任だけではなくて刑事責任を問うことも、理論上は可能になってくるのではないかなというふうに思ったりもするわけです。

日本にもキャッシュサーバーがあるということであったりするわけですので、こういう形で刑事責任の追及ということが、理論上、あるいは実際上考えられるのかどうかということも思ったりもするんですけど、ちょっとこれは御質問として、どうお答えいただけるか分からないんですけど、どなたかこの点についてコメントいただける方がいらっしゃったら、御教示をいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

**【ライツ法律特許事務所（平井）】** そこはあれですか、民事ではなく刑事でという御趣旨で。

**【曾我部座長】** そうですね。民事も刑事も、民事のみならず、民事は当然できそうな気もするんですけども、刑事も含めてということで。ちょっと私も著作権法が素人なもので。

**【ライツ法律特許事務所（平井）】** 確かに理論的にはあり得そうな気もしますが、すみません、私はそれ以上の知見というのを持ち合わせておりません。申し訳ございません。

**【江崎座長代理】** 江崎ですけれども、これは非常に微妙な問題で、取得するということと、それをもとにアクションするというのが、センサーシップに近い話になってくるわけですね。知っていても何もあえてしないというのが、今までの通信の秘匿性に関

してのアクションになっているというところは、当然ながら、そういう考え方に基づいてコンテンツの中身は見ることはできるし、分かっているけれども、それに対するフィルタリングは不適切であるというスタンスに多分なってきたと思います。

その場合に、非常時みたいな場合においては、当然ながらそれに対してのアクションを当局のようなところが要求できると、要請できるというところでは、少しずつコンセンサスが立ちつつあるという状況ではないかなと思いますので、現状で法律的に、罪としてというところにはまだたどり着けないかなとは思いますが、まさにやっぱり必要なときに、緊急事態等では扱わなきゃいけないというのをどう処理していくかという法的な議論というのが、今、非常に起きてきているんじゃないかなというのが私の理解でございます。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。もちろん刑事責任というのは慎重に考えなければいけないわけですが、頭の体操としてちょっとお伺いしたいということだったんですけれども。田村先生、お願いします。

**【田村構成員】** 民事のほうは、多分キャッシュに関する著作権の制限規定の適用があるかどうかの問題だと思いますけれども、著作権者の利益を不当に害してはならないというただし書のところで、十分責任があるというふうに読み込めるのではないかという気がしております。

刑事はやはり故意犯でなければいけないので、その故意のところが、未必の故意ということになるでしょう。ただお話を伺っていると、全てではないとしても、一部の既にやり取りを何度か重ねているものについて、ドメインホッピングも含めて、もしかすると未必の故意がある場合があるかもしれません。とはいえ、慎重な判断が必要になるので、断定的なことは言えないと思います。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。すみません、素人の質問に大変ご丁寧にお答え下さりありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。森先生、お願いします。

**【森構成員】** ありがとうございます。今の曾我部先生のお話と関係すると思うんですけど、私もCDNがウェブホスティングでないという非常によく分からないなと思っておりまして、キャッシュといっても、それはオリジナルのコンテンツのサーバーが別にあって別の人が管理しているというだけのことであって、だから一般のウェブホスティングと大きく違いますという理由にはあんまりならないと思うんですよね。もともとのコンテンツ

のそのオリジナルなコンテンツホルダーも、自分でCDNを設置しているということはあるわけですし、負荷分散の工夫をしているということはあるわけですし、そのときにオリジンサーバーですかね、オリジンのウェブサイトは止める義務があるけれども、CDNについてはないとか、そういう話にはならないんじゃないかと思っています。

アメリカの法律は、もしかしたらこういうものは導管でしかなくて、コンジットでしかなくて、こういうものは違うとカテゴリーカルにいろいろ決めているような印象を受けていますけれども、日本だとそういう考え方はしないので、あたかもCDNがオリジンサーバーと同じように、ウェブの閲覧者からリクエストを受けて違法情報をレスポンスで返して見せているというときに、ホスティングじゃないという弁明がどうして通用するのか、かえって不思議なぐらいだなと思って伺っておりました。もし何か教えていただけることがあればお願いいたします。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。では、上沼先生、お願いします。

**【上沼構成員】** CDNに関して言えば、キャッシングに関する47条の4でいけるんじゃないかと思っていたところ、今、田村先生からそう言っていただけたので安心してちょっと言っちゃおうかなみたいな感じです。

森先生がおっしゃったとおり、アメリカのDMCAでは、Transitory Digital Network Communicationsについての責任が定められているので、これに該当するかどうかという意味で一時的なのかどうか、ホスティングかどうかとかいうのが重要なかもしれませんが、日本の場合、キャッシングであっても権利行使は可能、正確にいうとキャッシングも不当な著作権者の利益を害するような形では著作権侵害になるので、その考え方をベースに権利行使が可能とも考え得るのではないかと思います。

一瞬平井先生のお顔が映ったので、もしかしたら何かあるかもしれませんが。

**【ライツ法律特許事務所（平井）】** ボタンを間違っただけです。失礼しました。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。ちょっと私が不用意なというか、素人発言をしたためにお時間いただいてしまって恐縮で、ちょっと時間が来てしまったんですけども、もしどうしても御発言したいというのがありましたら、お一方ぐらいお願いできればと思うんですけども、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、まだ議論があるかと思いますが、時間の関係もありますので、本日はこのあたりで討議を終了させていただきたいと思います。

では、事務局のほうでお願いします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局より御案内でございます。次回会場につきましては、別途調整の上、事務局から御案内いたします。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

そうしましたら、これにて本日の議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会の第6回会合を終了とさせていただきます。

本日は、皆様、お忙しい中御出席いただきまして、どうもありがとうございました。これにて終了いたします。

以上